規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一五
（略）	（略）
規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の五
（略）	（略）
規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一五
（略）	（略）
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一〇
（略）	（略）
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の二五
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	
（略）	（略）
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一〇
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の五
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の三〇
（略）	（略）
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の五
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三五

規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一〇
（略）	（略）
規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の〇
（略）	（略）
規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一〇
（略）	（略）
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の五
（略）	（略）
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の二〇
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	
（略）	（略）
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の五
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の〇
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の三五
（略）	（略）
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一〇
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三〇

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十二号

道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令

道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。